

安城市入札公告 1 0 1 0 6 3 居林橋架替工事（上部工製作・架設）における配置予定技術者の取扱いについて

本件について、請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資器材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）及び工場製作のみで現場が稼働していない期間が長期にわたることを見込み、かつ、現在他の工事に従事している技術者を本件の配置予定技術者とする入札参加者にあつては、「2 該当する技術者」であり、「1 手続き方法等」のとおり手続きされた場合に限り、当該技術者を本件の配置予定技術者とできることとします。

なお、この取り扱いは本件のみに適用します。

1 手続き方法等

下記のとおり手続きしてください。なお、配置予定技術者調書については、通常どおりあいち電子調達共同システム（C A L S / E C）にてご提出ください。

（1）提出物

①本件の計画工程表

※計画工程表には下記の事項を必ず記載してください。

- ・現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）（以下、「準備期間」という。）
- ・工場製作のみで現場が稼働していない期間（以下、「工場製作のみの期間」という。）
- ・現場着工日
- ・完了日

②手持ち工事の契約書の写し（契約工期が確認できる部分のみ）

※②については、本件の配置予定技術者が現在従事している工事（以下、「手持ち工事」という。）が安城市以外発注の工事である場合に限り提出をしてください。

（2）提出期限

公告文記載の入札書提出期限まで

(令和6年4月18日(木) 11時まで)

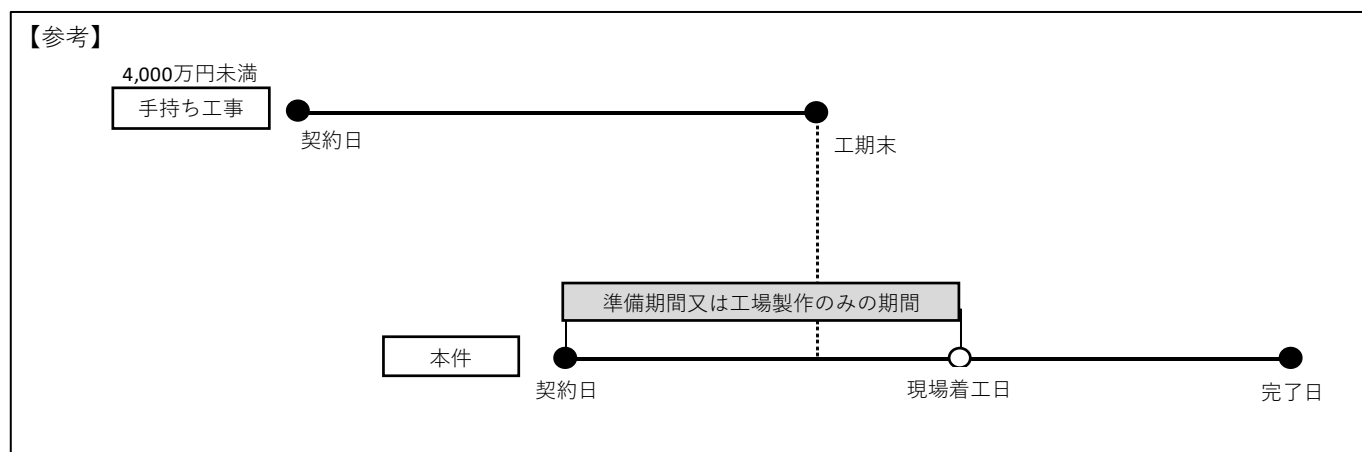
(3) 提出先

安城市役所契約検査課窓口を持参

2 該当する技術者

1で提出された計画工程表等について事後審査を行い、次の要件を満たす場合は、他の工事に従事している技術者を本件の配置予定技術者とすることができます。

- (1) 手持ち工事が請負金額4,000万円未満(建築一式工事の場合は8,000万円未満)であること。
- (2) 本件の配置予定技術者が営業所の専任技術者又は安城市以外発注の工事の現場代理人でないこと。
- (3) 計画工程表に必要な事項(1(1)①のとおり)が記載されていること。
- (4) 手持ち工事の工期末が、本件の現場着工日より前であること。(参考のとおりであれば、当該技術者の配置ができます。)



3 その他

- (1) すでに本件に係る配置予定技術者調書を提出済みで、本取扱いの適用のため、配置予定技術者の変更を希望する場合は、契約検査課に電話にて事前連絡のうえ、入札書提出期限までに、変更後の配置予定技術者調書を1(3)記載の方法により提出してください。なお、本取扱いの適用以外の理由による変更は認められませんので、ご承知おき

ください。また、変更については、1回限りとさせていただきます。
(2) 1で提出された計画工程表は、契約図書とします。

担 当 総務部契約検査課契約係
(本庁舎2階 窓口No.22)
電 話 0566-71-2211
F A X 0566-76-1112